

8) 注目すべき生息地

1)～7)の調査結果に基づき、以下に示す①～④により注目すべき生息地を選定したところ、これに該当する生息地はなかった。

①「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」、「熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)」により天然記念物に指定されている生息地

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」で指定されている生息地

③「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号)」で指定されている湿地

④「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例(平成 2 年熊本県条例第 61 号)」で指定されている保護区